

# 長野県産業廃棄物3R実践協定について

## 1 目的

- (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）を排出する事業者及び産業廃棄物の処理を受託する処理業者が、産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、代替素材への転換<sup>1</sup>及び適正処理に関して、自主的な取組を行うことにより、産業廃棄物の減量化、適正処理の一層の推進を図ります。
- (2) 排出事業者及び廃棄物処理業者の適正処理等の取組を広く県民に公表することにより、産業廃棄物処理に対する県民の理解を深めるとともに、一層の信頼を確保します。
- (3) 協定事項に関する取組を通じ、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理水準及び意識の向上を図ります。

## 2 協定締結対象者

項目	排出事業者	処分業者	収集運搬業者
地域要件	県内に事業所を有する者	県内に事業所又は処理施設を有する者	県内に事業所営業所又は積替保管施設を有する者
許可要件	—	長野県知事許可を有する者	
業種要件	製造業、建設業	—	
経歴等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込開始日の1年前の日以降に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他生活環境の保全を目的とする法律に基づく、局長名指示書以上の行政指導または行政処分を受けていないこと</li> <li>・ 申込開始日の1年以上前に、局長名指示書以上の交付を受けたことのある者は、申込開始日までに指示事項についての改善が完了していること</li> </ul>		
その他	—	申込年度の前年度及び前々年度分の産業廃棄物処理実績報告書を提出していること	

## 3 協定の締結

上記の対象者のうち、協定の趣旨に則り、産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、代替素材への転換及び適正処理を自主的かつ積極的に推進しようとする者と長野県知事が協定を締結し、協定書を取り交わします。

## 4 協定期間

協定期間は、原則、申込年度の翌年度4月1日から3年間とします。

年度途中からの新規締結事業者の協定期間は、原則、協定締結日から翌々年度の末日までとなります。

## 5 締結者の役割

協定締結事業者	長野県知事
① 産業廃棄物3R実践計画の策定及び実践計画書の長野県知事への提出	① 協定締結事業者の公表
② 実践計画の実施	② 実践計画書の公表
③ 積極的な情報公開	③ 実施結果報告書の公表
④ 実施結果の長野県知事への報告	④ 先進的な取組み事例の紹介
	⑤ 必要に応じた現地確認

※公表は県ホームページにて行います。

## 6 産業廃棄物3R実践計画（協定項目）

### <計画方針>

- 産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、代替素材への転換及び適正処理について、法令や基準等を越えた部分にまでわたる自主的な目標を定め、その達成に向けた取組を行います。
- 産業廃棄物処理について県民の理解を深め、より一層の信頼を確保するため、産業廃棄物の処理や施設についての情報公開を可能な限り積極的に行います。

<sup>1</sup> 化石燃料由来プラスチック製品等からバイオマスプラスチックなど環境負荷の低い素材や製品へ変えていくこと

○ 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の一層の意識及び資質の向上を図るため、産業廃棄物の処理について模範的な取組を率先して実行します。

(1) 排出事業者

- ① 産業廃棄物 3 R (減量化・適正処理) 実践方針
- ② 排出抑制、リサイクルのための取組目標
- ③ リサイクル製品の使用目標
- ④ 産業廃棄物管理責任者の設置
- ⑤ 産業廃棄物の種類、排出量、処理量、処理方法等に関する情報公開
- ⑥ 産業廃棄物処理施設を設置している場合、施設の地域への公開、説明
- ⑦ 処理を委託した処理業者の現地確認

- ⑧ 従業員教育
- ⑨ リサイクル促進に向けた取組
- ⑩ 処理を委託した廃棄物が不法投棄・不適正処理された場合の排出事業者責任に基づく適正な処理
- ⑪ 他の不適正処理を発見した場合の協力体制
- ⑫ 自社処理廃棄物の管理方法 (自社処理を行っている場合)
- ⑬ その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項 (代替素材への転換等)

(2) 処分業者

- ① 産業廃棄物 3 R (減量化・適正処理) 実践方針
- ② リサイクル、減量化のための取組目標
- ③ 産業廃棄物管理体制
- ④ 処理を受託した廃棄物の種類、処理量、処理方法、排出ガス、排水等についての情報公開
- ⑤ 廃棄物処理施設の地域への公開、説明
- ⑥ 中間処理業の場合、最終処分を委託した処理業者の現地確認

- ⑦ 従業員教育
- ⑧ 排出事業者への協力要請
- ⑨ リサイクル技術向上に向けた取組
- ⑩ 不法投棄・不適正処理を発見した場合の協力体制
- ⑪ 自社処理廃棄物の管理方法 (自社処理を行っている場合)
- ⑫ その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項 (代替素材への転換等)

(3) 収集運搬業者

- ① 産業廃棄物 3 R (減量化・適正処理) 実践方針
- ② 産業廃棄物管理責任者
- ③ 処理を受託した廃棄物の種類、運搬量、運搬方法、許可車両等についての情報公開
- ④ 積替保管施設の地域への公開 (積替保管施設を有する場合)
- ⑤ 従業員教育

- ⑥ 排出事業者、処分業者への協力要請
- ⑦ 不法投棄・不適正処理を発見した場合の協力体制
- ⑧ 自社処理廃棄物の管理方法 (自社処理を行っている場合)
- ⑨ その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項 (代替素材への転換等)

(4) 計画期間等

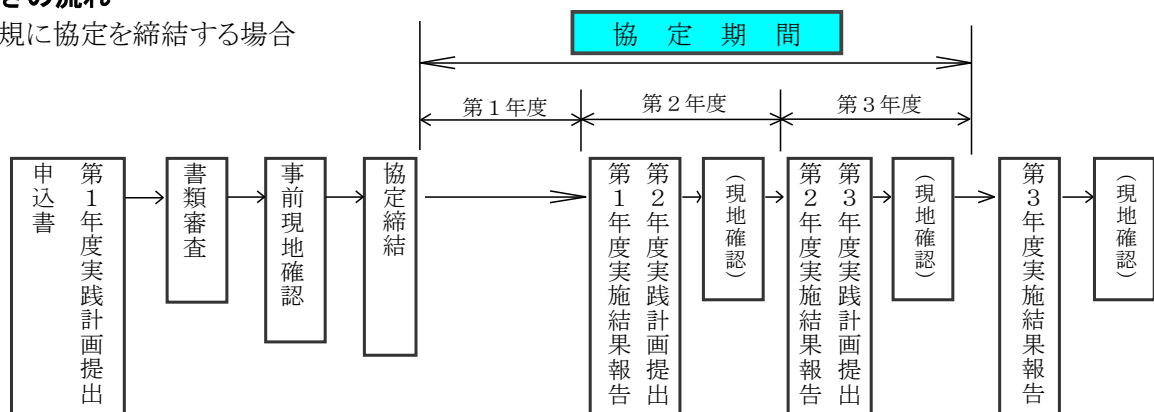
実践計画の計画期間は1年間とし、協定期間中の年度ごとに策定し、指定する期日までに長野県知事へ提出します。

7 実施結果報告

協定締結事業者は、毎年度計画期間が終了するごとに、実践計画に対する実績をとりまとめ、指定する期日までに長野県知事へ報告書を提出します。

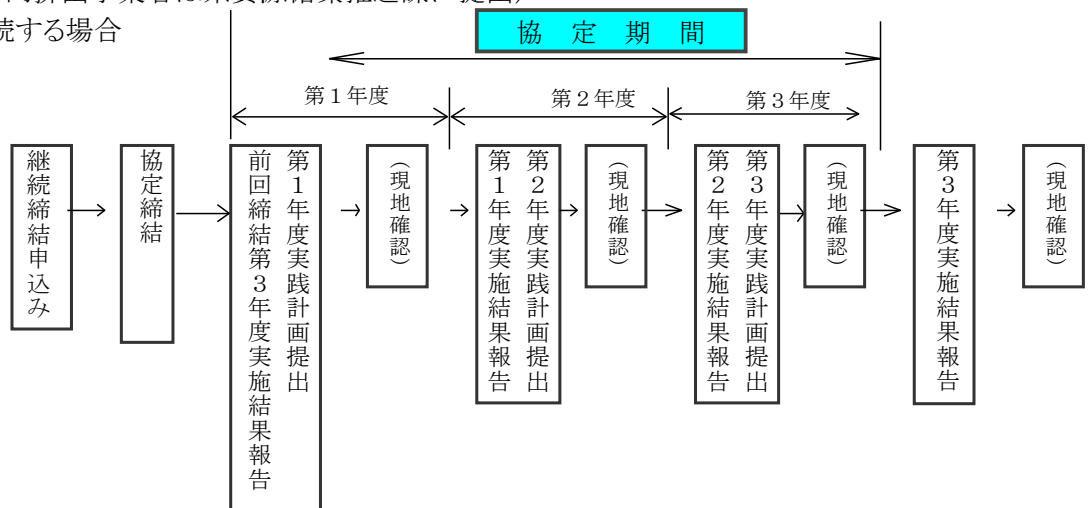
8 手続きの流れ

(1) 新規に協定を締結する場合



※ 申込書、計画書、報告書等は、地域振興局環境・廃棄物対策課に提出していただきます。  
 (長野市内排出事業者は県資源循環推進課に提出)

(2) 協定を継続する場合



※ 申込書、計画書、報告書等は、地域振興局環境・廃棄物対策課に提出していただきます。  
 (長野市内排出事業者は県資源循環推進課に提出)

## 10 協定の解約

協定期間中においても、協定締結事業者が申出を行い、やむを得ないと認められる場合は協定を解約できます。

## 11 協定の破棄

長野県知事は、次に掲げる場合に協定を破棄し、その事業者を公表することができます。

- (1) 協定締結事業者が、協定期間中に不法投棄等の違法行為を行った場合
- (2) 協定締結事業者が、協定期間中に協定締結対象者の条件を満たすことができなくなった場合
- (3) 協定締結事業者が、協定期間中に協定事項を履行していない、又は協定事項についての取組みが不十分である場合
- (4) 協定締結事業者が、本協定に関する提出書類に虚偽事項を記載した場合
- (5) 協定締結事業者が、指定期日までに実践計画書及び実施結果報告書を提出しなかった場合
- (6) 上記の他、協定締結事業者の信用失墜行為があった場合

## 12 本協定の実施による効果

- 自主的な取組みによる産業廃棄物の減量化、再利用、適正処理、代替素材への転換の促進
- 情報公開による産業廃棄物処理についての県民の理解と信頼の確保
- 自主的な取組みの実践を通じた事業者の産業廃棄物処理水準及び意識の向上
- 優良な産業廃棄物処理業者の育成及び選定目安
- 不適正処理発生時の協力体制の確保